

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 3 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会
開 催 日 時	平成 2 2 年 6 月 2 9 日 (火) 午前 1 0 時～ 1 2 時
開 催 場 所	市役所 3 階 3 0 1 会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：添田座長、荒井副座長、波多野委員、岡本委員、栗原委員、永井委員、菅原委員、杉本委員、藤野委員、朝倉委員、見崎委員、小川委員、河野委員、椎木委員 欠席者：久保田委員 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、地域福祉課主査（地域福祉グループ）、地域福祉課主事（地域福祉グループ）、障害福祉課長、障害福祉課主査（業務グループ）、コンサルタント（1名）
報 告 事 項	(1) 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）について（資料 2） (2) その他
議 題	(1) 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について (2) 地域福祉計画の素案（第 4 章）の検討について (3) 地域福祉計画の素案（第 5 章）の検討について (4) その他
結 論 <small>（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）</small>	(1) 「先天性代謝異常等検査」に関する記述について、再度、所管課と検討を行うこととする。「発達障害」と「高次脳機能障害」の記述については、原案のとおり承認する。 (2) 指摘事項については事務局に一任することとし、原案のとおり承認する。 (3) 「市民（地域住民）にできること」、「事業者（所）にできること」について、後日委員より意見を出していただくということとし、原案のとおり承認する。 (4) 次回の開催日は、7 月 2 6 日（月）午前 1 0 時からとする。
審 議 経 過 <small>（主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）</small> (○=委員、●=事務局)	※ 議事進行前に、座長により配付資料の確認と、委員の出欠について確認が行われた。 報告事項 (1) 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について（参考「資料 2 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）」） ● 「第 2 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）」については、資料 2 のとおりである。修正などあれば、後ほど事務局まで御連絡いただきたい。修正があれば修正し、前回の会議録（要旨）を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 1 1 条及び第 1 2 条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。 【主な意見等】 ○ 特になし。 (2) その他 ● 特になし。 【主な意見等】 ○ 特になし

議題

(1) 第2回地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について
(参考「資料3第2章武蔵村山市の現状(抄)」)

● 前回の懇談会において御指摘を受けた箇所について、6月11日に開催された策定委員会で検討したので報告する。

1点目は、次世代育成支援行動計画(後期計画)、「51番」「先天性代謝異常等検査」のフェニルケトン尿症が知的障害を防ぐ事実はないので訂正した方がよいという指摘である。所管課に問い合わせたところ、8~10万人に1人の割合で、この病状が発生するとのことであり、市では、母子手帳交付時に無料診断券を配布し、出産後、スクリーニング検査を行い、数値的に疑いのある乳児は、保健相談センターお伊勢の森分室に申し出て、二次検査を受けるとのことである。お伊勢の森の保健師によると、表現としては、確かに強くはなっているものの、この病気が早期に発見できることで、知的障害などへの対処は少なからず行えるとのことである。また、その保健師によると、この15年間で、2~3人の乳児がこの検査で「疑い」があるとの結果が出ているとのことだ。このことから、病気そのものを防ぐことはできないが、早く見つけることで、少なからず対処ができるため「次世代育成支援行動計画」に関しては、修正はしないということになったので、理解いただきたい。

2点目は、「発達障害」と「高次脳機能障害」を地域福祉計画に掲載すべきとの指摘である。前回の事務局の回答としては、この後、審議いただく「障害者計画」の中で検討したい旨を申しあげたが、「障害者計画」は関係者しか読まないため、啓蒙の意味も含めて「地域福祉計画」で取り上げるべきとの指摘であった。職員で構成される策定委員会で検討した結果、第2章において、「発達障害」と「高次脳機能障害」をコラム的に紹介し、次回以降の策定懇談会で検討いただく「障害者計画」に引き継いでいくこととなったので、文言も含めて意見をいただきたい。

第4章の文言に関する御指摘については、次の議題(2)で説明する。

【主な意見等】

- 事務局の説明について、意見・質問はあるか。
- 1点目について。次世代育成支援行動計画(後期計画)の表現では、フェニルケトン尿症になれば知的障害が防げるという意味になっていたので、修正した方がよいと申し上げた。
- 読んだ人はスクリーニング検査を行うことで、知的障害が治ると思ってしまうのではないか。
- 他の計画ということもあり、再度、持ち帰らせていただく。
- 他に意見はあるか。2点目の「発達障害」と「高次脳機能障害」について意見はあるか。なければ原案のとおり承認することとする。
- 異議なし。
- 次の議題に入る。

(2) 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について(参考「資料4第4章基本計画(取り組みの展開)」)

● 前回事務局が回答させていただいたことを要約すると、事業の特定とその進捗状況については、現行計画の表現が漠然としており、どの事業か特定できないため、すべての項目についての進捗状況を調査、あるいは掲載することは難しい旨をお話しさせていただいた。しか

し、少なくとも次回の計画、つまり5年後にはその進捗状況がわかるようにしたいため、事業を特定することや、その進捗状況を明らかにするために数値化することについて引き続き所管課と調整を図りたい旨を申し上げた。職員で構成される策定委員会で検討した結果、現行計画では各項目ごとに、例えば、現行計画の84ページや85ページのように、「継続」や「充実」という形で掲載していたものを、各項目ごとではなく、一つ上の単位である「2 地域における福祉活動の基盤の強化」で「主な事業」、つまり、「指定管理者制度の導入」のような数値化が可能な個別事業を取り上げ、「現状」と「目標」で、5年後にはその進捗状況を明らかにしたいと考えている。この手法であれば、各項目ごとでは、数値化できる事業の掲載は難しくとも、一つ上の単位であれば、ひとつ、ふたつの事業を掲載できるのではないかと考えている。なお、平成16年度の数値については、あくまでも、進捗度を計る上での参考とするために関係各課から収集していくが、現行計画が不明確であるため、製本版には掲載しない考えである。

また、今後の予定としては、関係各課に、数値化が可能な事業について特定・調査を依頼し、第4回・第5回の策定懇談会については「障害者計画」の検討に移るため、その間に、関係各課から事業のデータを収集し、第6回の原案決定の時までには事業を特定し、委員の皆様には指標を数値化した資料をお示ししたい。本日は、一つ上の単位で数値化が可能な主な事業を掲載する方法でお願いしたい。

つづいて、前回の懇談会において、第4章の文言に関する指摘をいただいたので、回答をさせていただく。

1点目は、自転車の乗り方についてである。自転車道を守る旨を追加して欲しいとの御指摘について。前回事務局としては、自転車の乗り方について、詳しく掲載することは難しいが、所管課と調整し表現の方法も含めて検討したい旨を申し上げた。所管課に事業の特定を依頼し、「①参加・体験型交通安全教育の実施」の項目に、該当する事業がある場合は文言を追加することを考えている。また、「市民にできること」として、「高齢者や障害者の方の通行に配慮し、やさしい運転マナーに努めましょう。」、「交通安全教室などに積極的に参加し、安心・安全のまちづくりの意識を高めましょう。」という形で、少し表現を緩めて、掲載させていただきたいと考えている。

2点目は、「地域の見守り活動の推進」に「自治会」を追加することである。「市民にできること」において、「自治会、老人クラブや子ども会など様々な地域活動に積極的に参加しましょう。」「自治会を中心にひとり暮らしの高齢者や障害のある人などの見守り、話し相手、声かけ、ごみ出しの手伝い等を積極的に行いましょう。」という形で掲載させていただきたい。

3点目は、「④虐待防止ネットワークの充実」において、子どもの虐待防止だけではなく、高齢者や障害のある方への虐待防止の取り組みについても、文言を追加すべきとのことであった。高齢者については、地域包括支援センターや高齢福祉課の職員が実際に対象者宅を訪問し、虐待の事実について確認を行っていることから、文言を追加する形で掲載させていただいたが、文言については、事業の特定も含めて今後、所管課に調査を行っていくので、所管課から収集次第修正させていただくという形で、時間をいただきたい。

また、参考として「コラム災害時要援護者対策について」に関して、「高次脳機能障害」などと同様に「コラム」的に掲載する方向で

所管課と調整したい。

- 1点目の掲載方法について、一つ上の単位で数値化が可能な事業を掲載するとのことであるが、御意見はあるか。
- 自転車の乗り方に関して追加していただいたのはよいが、若干表現が弱い印象だ。
- 自転車が通行可能な路線としては、市道で19路線、都道で5路線ある。できればこの地図をマンガ化して自転車で走れるところと走れないところとを示してはいかがか。
- 地図でわかりやすく示してはいかがかということだ。
- よいと思う。なかには、1メートルちょっとの歩道でも自転車で走れるところも含まれている。例をあげると、残堀街道がある。歩道が1メートルちょっとしかないが、図面で見ると自転車で通行できることになっている。また、村山団地の中の団地通路も可能になっている。こういったものをマンガ化してはと思う。
- 地図の名前は何か。
- 「自転車歩道通行可路線図」で、防災安全課から出ている地図だ。
- 市民への周知する方法として提案ということだ。
- この地図をマンガ化して掲載してはいかがか。
- マンガはわかりやすい。
- マンガ化して色々な方に配っていただけたらよい。
- たしかにわかりやすいと思う。ただ、マンガ化するとなると、契約料の関係もあり、当初、図案をマンガ化する委託契約になっていない。新たに発生すると議会の承認を得て、補正予算を計上することになる。そうした事情で、確かにわかりやすいが、対応を考えさせていただきたい。
- ボランティアセンターの人材など、社会資源を活用してはいかがか。
- マンガになっていればすぐに判断できるのでよい。
- 現実に事故が起きてしまったからでは遅いので、検討していただきたい。
- 例えば、現行計画書の「障害者関連施設の設置状況」としてマップがあるが、このような形にすると特定するのは難しい。検討したい。
- 他に意見はあるか。
- 数値化については、踏み込んだ内容になっており、よいと思う。事務局に敬意を表したい。
- 補足させていただく。現行計画書の文言の下に「充実」や「継続」などと記載していた。検討した結果、事業を特定した後に、数値化したいと思っている。ただし、相談窓口の充実などは漠然としており、数値化しにくい。市の総合的な窓口としては市政情報コーナーがあり、来庁される市民の方々を各部署に案内している。ただ、市政情報コーナーは正面入口の市民課の前にあり、人の出入りは市民駐車場側からのが多いため、当課で自分の行きたい課を尋ねる方も多し。先日、102歳の方が訪れ、どこからか届いた通知がよくわからないがお伺いしたいとのことであったので、二十分ほどお話をさせていただいた。どこの窓口でも「総合」ではなくとも、必ず対応させていただき担当部署におつなぎする。そういったものについては数値化できない。そこで、数値化できるもののみ掲載し、少なくとも5年後にはわかるようにしたい。この後、障害者計画の審議に入るので、その間に数値を収集し、委員の皆様へ資料を郵送する。
- 他に意見はあるか。

- 先ほど委員から紹介いただいた自転車の通行可能な地図をお配りする。これで見るとマンガ化は難しい。
- 各地区で自転車の乗り方の教室などが行われる。そうした機会に地区ごとにプリントがあるとよい。自転車で通れるところと通れないところがわかるとよい。
- 自転車教室などの機会にパンフレットとして配布してはいかがかということか。防災安全課に依頼したい。
- 予算がなくても実際に既に地図があるので活用すればよい。ただ、この地図は細かくて少し見づらい。
- 例えば、交通安全防犯映画会などの機会に、チラシをもってPRすることはできると思う。防災安全課に依頼する。
- 夏期交通防犯映画会には子どもがたくさん来る。見づらいので、この地図をカラーにできればよい。地区ごとの説明にすれば効果が上がると思う。また、夏期交通防犯映画会は現状9回の実施だが、各自治会で1回くらいずつ行えば意識も高まると思う。そこで説明すればよりいっそう効果がでてくると思う。
- 地図の存在などにつながっていくような表現になれば、全てを計画書で網羅できなくともよいと思う。確認したいこととしては、数値化できない事業で、内容が2行ほどで集約されているところもあるが、この2行で今後の5年間の方向性が表現できているのか。これで十分なのか。数値化は難しいのか。
- 関係各課に調査したい。調査をしてまとめ、第6回策定懇談会の原案検討までに報告したい。何を数値化するかについてはお任せいただきたい。
- 数値化したものを見てみたい。ここは数値化した方がよい、ということなどあれば意見をいただきたい。
- 「地域における交流の場・機会の確保」ということで、「高齢者が身近な小学校で児童や地域住民と交流し…」とあるが、こういった交流について聞いたことがない。また、今は小・中学校への一般市民の立ち入りが規制されている。子ども教室でも登録していないと入れない。そんな状況でこの事業が書かれているのはどういうことか。どこかでやっている地域があるのか。
- 第3小学校では、餅つきをしたり豆の煮方を教わったりしていると聞いている。
- 運動会などに老人会を招待するというようなこともあるようだ。また、学校それぞれの活動ではあるが、地域の方々の協力を得て、お茶摘みなども行っている。
- 健康福祉部では何をしているのか。5年の計画として詳しく掲載してもよいのではないか。
- 例えば、運動会に老人会を招待ということなどについては数値化できるかもしれない。検討する。
- 個人的に里山のボランティアをしていて、しめ飾りづくりを教えている。第1小学校で毎年教えているが、伝統的なことが薄らいでいる。学校で取り組みをしているなら、皆さん興味があると思うので、よいと思う。
- 「2 地域における福祉活動の基盤の強化」に「指定管理者制度の導入」として数値化されていることについては、「福祉活動の基盤の強化」と「指定管理者制度の導入」との関連がわからない。両者の対応関係がわかりにくい。
- 「指定管理者制度の導入」は「① 地域における福祉活動の場の提

供」に該当する。市役所は週休2日で土日は開いていない。すべての施設を無休化することが難しいため、指定管理者制度で民間で対応してもらっている。例えば、村山温泉かたくりの湯は指定管理者である。職員でできることは職員で行い、職員でなくてもできることについては民間に委託している。その1つが指定管理者制度である。メンテナンス日を除いて施設の無休化を図り、地域における福祉活動の場の提供の日数を増やしていきたいということである。

- 表現の仕方について、対応関係がわかるように工夫していただきたい。その他で対応しない部分が出てくる可能性はあるか。市が行うことと、数値化が対応しないところは出てくるか。
- あったとしても新しく項目を加えていく。
- 他に御意見はあるか。
- 自治会を中心とした記述についてであるが、新しく来た人は自治会に加入しない傾向があるようだ。実態はどうか。加入率はどれほどか。
- 35%ほどである。村山団地は加入率が高い。
- 加入率35%の状況で、防災訓練などを35%の人で実施しようということか。
- 自治会加入率を上げようということで、補助金を出したりしている。できれば是非自治会に加入していただき、地域の力を上げてほしいと思っている。実際に災害が起きた時などに困る。ただ、「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査」の結果では、災害時には、自治会の加入、非加入に関係なく隣近所で助け合いたいという回答が多かった。自治会に加入していない人でも助け合いたいという気持ちをお持ちだということがわかった。
- 加入してもらおうよう対策をしているということか。加入率を上げるためにはどうしたらよいか。若い人の自治会離れが進み、二極化してきている。何か対策はあるか。自治会が大きくウェイトを占めている地域福祉計画だと思うので、何か対策があればと思うが、いかがか。
- 5月に新市長となり、職員が地域に出向き、直接市民の要望や意見を伺い、市長に伝えるという職員地域担当制は考えている。自治会の加入率が下がっている、また、自治会そのものが高齢化が進行しているという状況で、どうにか共助の部分の支援に行政として力を入れていきたいと考えている。ただ、自治会は強制ではないので、魅力ある自治会づくりについて行政も財政的な支援をしていく考えである。また、職員が交流を図り、意見を収集し反映していければと考えている。加入率アップには市も力を入れている状況である。
- 自治会への加入率を上げるということについて、行政がやることも記載していただきたい。また、「自治会を中心に…」という表現は、受け止め方によっては、加入者だけという印象を与えかねない。
- 実際のところ、自治会単位で動いているのが現実である。今、住んでいるところの自治会加入率は20%くらいである。自治会の福祉担当などを作り、民生委員と協力して、高齢者や障害のある人に声かけを行わなければなかなか他の方は動かない。自治会に入っていない人に理由を訊くと、自治会加入のメリットは何かと訊かれる。助け合いや人との交流など大切なものだが、この地域では、川が氾濫するなど災害が起きないため、皆安心してしまっている状態でもある。浜松では、東海地震がいつくるかわからないということで95%の加入率だそう。毎月防災訓練があると地域の人が集まって来るという。この地域では、そういった危機感がまだない。現実には自治会で動いている

のだが。

- 加入の働きかけは時々行うが、実際の加入は少ない。稀にまとまって住宅ができたりと、一括して加入するケースがあるが、1、2年経つと消滅するケースもある。加入が継続されない。加入したことによる負担はかからないと思うが、加入のきっかけがないようで、魅力をアピールしづらい。
 - 自治会に対する行政としての役割を書くことはできる可能性はどうか。
 - 先ほどお話した、職員地域担当制は記載できる。職員に来て欲しくない自治会であっても飛び込んでいく。そうした内容を文章化できればと思う。「1 さまざまな地域福祉活動や交流の推進」の④として盛り込めればと思う。
 - 自治会の役員は順番で回ってくるため、役員としての限界もある。負担が大きい。行政も一緒にやってくれと助かる。
 - 以前住んでいたところに20年くらいいた。最初10数戸で、自治会を作った。20年くらい経つと半分くらいは退会していた。魅力がない、また、回ってくる仕事が非常に大変であるという理由などから半分くらいになった経験がある。市の職員が自治会に来て、一緒に活動してくれると非常に助かる。
 - 自治会の可能性として、「自治会を中心に」という表現は入れていただきたい。
 - 「自治会を中心に」は残し、行政としての取り組みを盛り込んでいただきたい。
 - 村山団地の人は必ず自治会に加入することになっている。必ず入居したら自治会長のところにあいさつに行くことになっており、自治会に入ってくれる。
 - 7、8年前、長野に行った。そこでは加入率は90%を超えていた。天災のためだそう。また、ひたちなか市では40%くらいだった。天災の多いところは加入率が高い。行政は本腰を入れて取り組んでいただきたい。
 - 村山団地は高齢化が進んでいるので、自治会長は一人暮らしの方の状況などについてよく把握している。必ず把握している。例えば、問い合わせすると、すぐにわかる。自治会の中にいろんな活動の場があるが、そこと自治会が連携しているので、総合的に自治会で把握できる。小地域で老人会や誕生会を行っている。誕生会の出欠をきくと、70歳以上の方が出欠の返事をポストに入れてくれる。それがその方の安否確認にもなる。自分自身もだんだんと高齢になっていくので考えていきたい。役所にもサポートしていただくとありがたい。
 - 他に意見はあるか。
 - ネットワークづくりが大切である。各学区から学校へのボランティアの派遣など有機的なネットワーク作りが必要であり、そういう意味で自治会は大切である。リーダーシップをとるのは行政であり、自治会のニーズに合わせたネットワーク作りに力を入れていただきたい。
 - 以上、自転車等の指摘事項については事務局に一任し、後は原案どおり承認させていただく。
 - 異議なし。
 - 次の議題に入る。
- (3) 「地域福祉計画の素案（第5章）の検討について（参考「資料5第5章計画の推進と進行管理（計画の評価と見直し）」
- 第1節「計画の推進体制」の「1 考え方～適切な役割分担による

計画の推進」について。「市民」、「事業者」と「市」の三者が、地域において主体的・積極的に役割を果たし、地域社会が協働の視点で取り組みを行っていくという理念的なことを述べさせていただいている。イメージ図は、三者というよりは、すべての関係者がすべての人の地域生活への支援という図になっている。「2 期待される役割～具体的な推進内容」では、市民、事業者、市の三者の役割が述べられており、例示として、まず、「市民の役割」では、「地域の小学校で行われる〇〇などに参加し、地域の方と交流してみましよう！」といったものと、「すでにこんな取り組みが始まっています！」という具体的な取り組みも掲載していきたい。「市民の役割」における「すでにこんな取り組みが始まっています！」の例示に関しては、一例として、高齢者見守りネットワーク事業を掲載させていただいたが、第4章と同様に、関係する所管課に調査を行い、事業を特定した後に第4章と合わせて委員の皆様へお示ししたいので、時間をいただきたい。委員には、市民の代表者、福祉サービスの事業者として、各項目の文言等へ意見をいただければと考えている。また、その際、「市民の役割」については、「例えばこんなこと…」、「事業者の役割」につきましても、「例えばこんなこと…」、「すでにこんな取り組みが始まっています」の両項目について、実際に行っている取り組みなどを教えていただきたい。

第2節「第2節 計画の進行管理」について。本計画の進行管理については、各主管課による自己評価を中心として、行政評価委員会の行政評価に基づき、事業を改善していこうと考えている。各主管課の自己評価により、第4章でお示しする数値化が可能な事業の進捗状況を把握することや、学識経験者等から構成される、行政評価委員会における行政評価を行うことで、市民に進捗状況や、成果を公表し、次回の地域福祉計画策定時において、進捗状況、市民意識調査などを参考として、各事業の改善・充実などを行っていききたいと考えている。つまり、今回の計画では、現時点から、次回の策定時には事業評価を行うということを掲載していきたいと考えているので、意見をいただきたい。

- 意見・質問はあるか。紙面の余裕はどれほどあるのか。
- たくさん意見をいただければたくさん掲載したい。
- 例があるとイメージしやすくわかりやすいが。
- 例えば、先ほど出てきた、運動会や餅つき大会などを盛り込みたい。また、現在、村山団地内で試行的に行っている「高齢者地域見守りネットワーク事業」があるが、商店街にお願いしたりなどして“見守り地域”を拡大したいと思っている。
- 「市民（地域住民）にできること」のところで、文中に「個人として、ボランティア団体や…」とあるが、介護支援ボランティアを盛り込んでほしいと思う。いかがか。
- すでに始まっている取り組みとして掲載できる。
- これについての意見は次回でもよいか。
- 市民の役割として盛り込めることについて、われわれの知らないことを是非教えていただきたい。また、事業者で取り組んでいることを教えていただきたい。
- 中学生の職場体験の受け入れを行っている。また、地域の子どもたちを招き、映画会を行ったりしている。施設の建物の中に入っただき、どんな方がいるのか見ていただきたいと思っている。また、夏休みなどにスイカ割りなどを長年行っている。

- 地域の方や事業者の方を招き、実績報告会を毎年行って情報発信している。また、文化祭の時には、中学校の吹奏楽部に演奏していただいたりと、地域の方に来てもらうようにしている。
- 中学生の職場体験ということで、近隣の中学校から1回に3人前後受け入れている。中学校が積極的に団体や企業に働きかけ、職場体験を行っている。そういうボランティア活動はしている。また、依頼を受けて、年に数回、小学校や保育園とのふれあい活動も行っている。高齢者のいる世帯が少なくなっているので、先生が積極的に高齢者とのふれあう機会を作っていただきたいと依頼されている。
- 中学生のボランティアで、社会福祉協議会のデイサービスに来ている。そこでの交流が興味深くおもしろい。
- 一次保育が見つからない方を対象に有償ボランティアという形で行っている。
- ボランティアを引き受け、体験してもらったり講座をしたりしている。幼稚園・保育園や学校関係の方の相談を行ったりしている。
- 市などの懇談会等に出席することで、ニーズを的確に把握し、関係深めていくことなどを行っている。第5章の位置付けについてききたいが、現行計画と比べると市民の意識づくりに力を入れた構成になっていると思う。自治会組織が話題になったように、市民の役割・事業者・市の三者の役割がうたわれている計画であるが、市民を啓蒙していく広報や組織みたいなところはどうか気になる。行政の取り組み以外の部分をどのようにしておさえるのか。
- 市がお願いしているボランティアセンターに関しては、災害や環境などの分野、色々な分野のボランティアを支えていただいている。ボランティアセンターの紹介を含めて掲載したい。また、事業評価については、今回は進捗がわかるようにして、次回は今回の取り組みの進捗を再評価し見直したいという宣言でもある。進捗管理をやってきたい。
- 前回の構成は市の事業の説明があり、それに対して住民ができること・事業者ができることがかかる構成だった。今度は大きく変わって、市民が一番掲げてあり「お互いの顔がみえる環境づくりに努め助け合いながら、地域福祉を実現していく…」ということである。理念的にしか書けないのかもしれないが、実際の評価はどうなるのか。
- 市が行ったことをわれわれ市が振り返ることはできる。今回、三者がともにやっという計画ではあるが、市民や事業者が取り組んだことについて、市が上から評価するというのは難しいと思う。次計画、次々回の計画につながるようなよりよい計画になればと思っている。いずれ、もしかしたら市民の方の評価をする時が来るのかもしれないが、今の段階で、市民の方を評価するわけにはいかない。われわれの取り組みについては、評価されて当たり前だが。
- 社会福祉法でも、市民と事業者と自治体とが一体的に地域福祉を推進していきましょうという位置付けの中で、地域福祉計画をつくることになっている。評価よりも、地域福祉の仕組みをみんなで考える機会を設けるということで、検討委員会を設けるなどあれば意見交換ができてよい。評価し合うというのは厳しいのかなと思う。そういった場ができると、また新たな仕組みができるのではないかと思う。そのほか、委員の皆さんには検討いただき、具体的な取り組み例があれば出していただきたい。その他は、原案どおり承認するという事ではいか。
- 異議なし。

第二次障害者計画の性格と位置付け

◇ 「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係

【大要】

・「市町村障害者計画」は…

障害者基本法第9条に基づき策定するもので、障害のある人の生活等に関する全般的な事項についてその市町村の方針を定める計画で、比較的長期の計画期間を目標に策定が行われるもの。

・「市町村障害福祉計画」は…

障害者自立支援法第88条に基づき策定するもので、その市町村の「指定障害福祉サービス」や、相談支援・コミュニケーション支援などの「地域生活支援事業」を実施するための計画で、3年毎に見直しを行っていくこととなっているもの。

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法	障害者基本法(第9条第3項)	障害者自立支援法(第88条)
主な内容	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意(「基本的考え方〔構想〕」10年で「基本計画」5年などさまざま)	3年を1期 (第2期:平成21~23年度)
備考	障害者基本法直近改正 平成16年6月	障害者自立支援法成立 平成17年10月

【補足】

障害者自立支援法では、「障害福祉計画」を策定し、行政計画に位置付けることを求めています。従来の障害者計画が、「『障害者基本法』に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」であるのに対し、障害福祉計画は、3年を1期として定める「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画」と位置付けられます。

障害福祉計画で示すべき事項は、①各年度における障害福祉サービス又は相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み。②障害福祉サービス又は相談支援のサービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策。③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項。

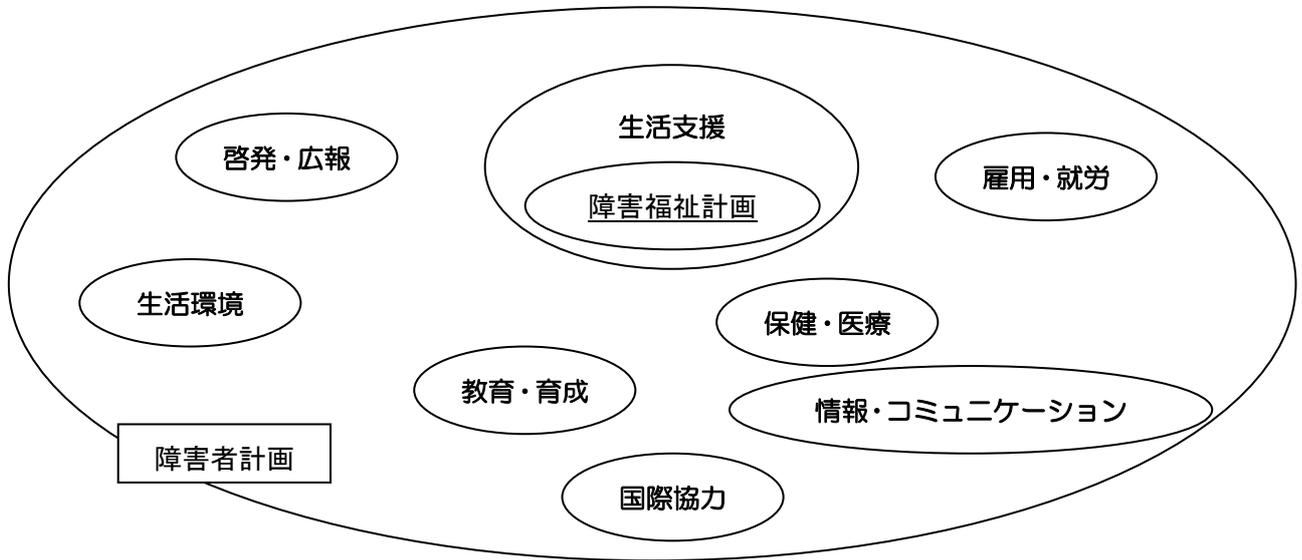
となっています。

そのため、**障害福祉計画は、障害者計画に掲げる「生活支援」の事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けで作成することとされています。**

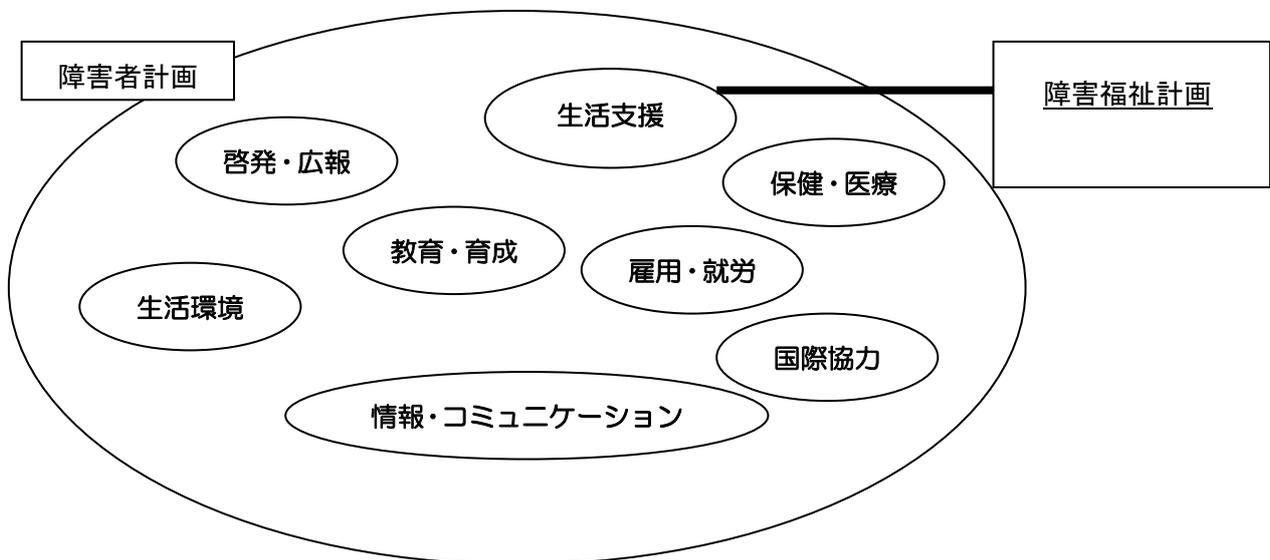
【両計画策定の手法について】

より実際の両計画策定の手法については、各自治体の裁量によって以下の3つの類型に大きく分けることができます。

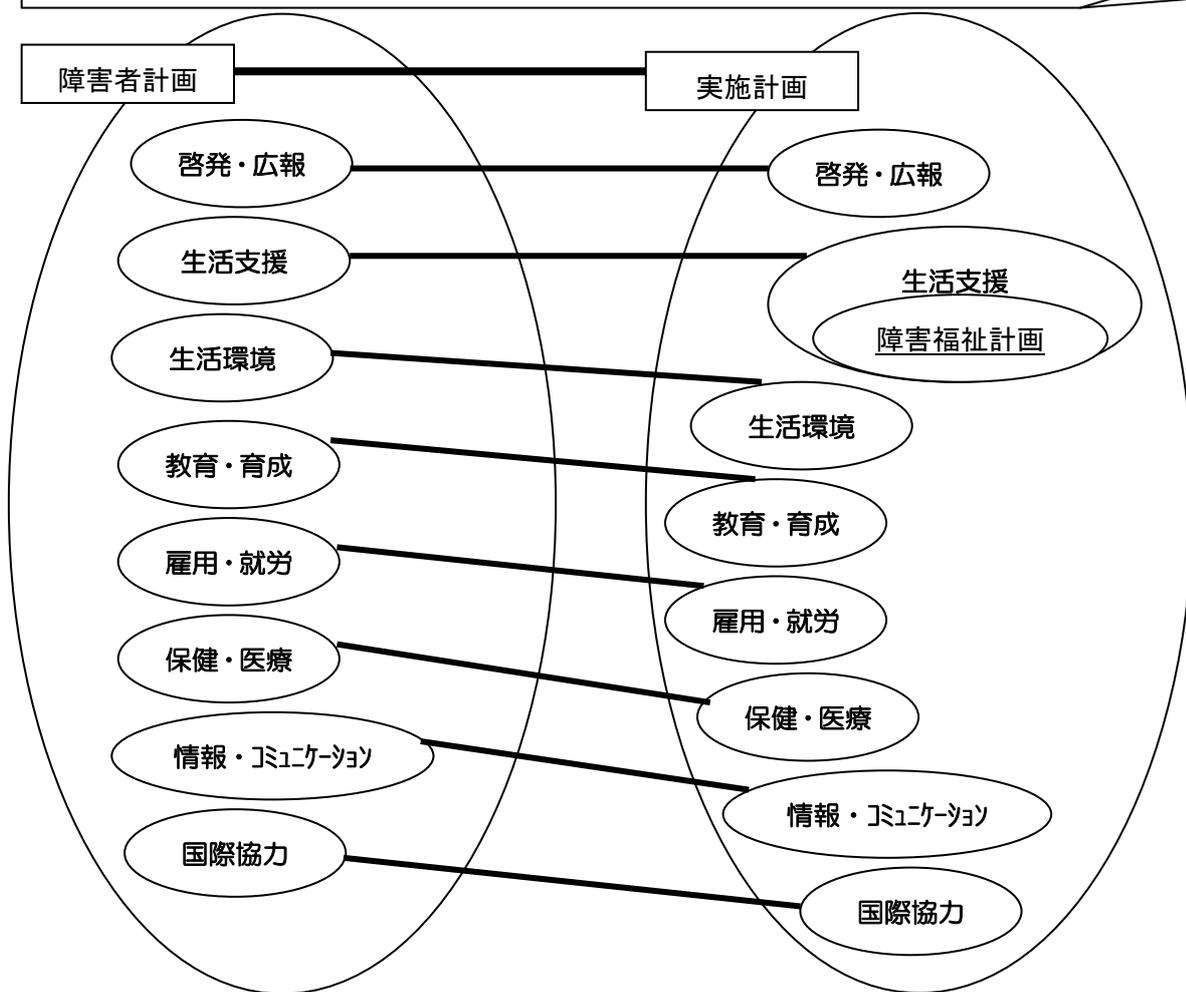
〔手法1〕 障害者計画の「生活支援」に関する部分と一体的に、その実施計画的な位置付けで障害福祉計画を策定するケース



〔手法2〕 障害者計画とは別個に、その「生活支援」に関する部分の実施計画的な位置付けで障害福祉計画を策定するケース



〔手法3〕 障害者計画の実施計画の一部という位置付けで障害福祉計画を策定するケース



※本市の場合は、〔手法2〕の方式により、今回策定する「障害者計画」とは別個に、「生活支援」に関する部分の実施計画的な位置付けで「障害福祉計画」を平成23年度に策定する予定です。

※したがって、平成23年度に策定する「障害福祉計画」の中に、各年度における障害福祉サービス又は相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み（目標水準＝数値目標）が定められることとなりますので、今回の「障害者計画」には“数値目標（ベンチマーク）”は定めないことを予定しています。

第二次障害者計画素案

新計画書構成（案）

…市長ごあいさつ

（目次）

第1章 序論（計画の概要等）

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の性格・位置付け
- 3 計画の期間
- 4 市民の意向の反映

第2章 武蔵村山市の障害のある人の現状等

- 第1節 障害のある人の現状と課題のまとめ
- 第2節 障害のある人を取り巻く現状と課題のまとめ

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念（目標像を含む）
- 2 計画の基本目標
- 3 計画の基本的視点

第4章 基本計画

【基本計画 体系図】

* 「基本目標」の内容を各「柱」の名称として、施策・事業等を3～4本前後の「柱」ごとにまとめて示す。

第5章 計画の推進

- 第1節 計画推進の体制
- 第2節 計画の進行管理

第6章 付 属 資 料

- 用語集
- 「策定懇談会」・市内「策定委員会」設置要綱、委員名簿、策定の経過（各回会議内容）

など

第1章 序論（計画の概要等）

1 計画策定の背景と趣旨

障害のある人を取り巻く環境についてしてみると、平成12年度から「介護保険制度」が実施され、同14年度から精神保健福祉事務が東京都から市町村に移管され、15年度からは社会福祉基礎構造改革の一環としてそれまでの「措置制度」に代えて「障害者支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われてきました。また、平成16年6月には、障害のある人への差別の禁止の明記などを主な内容とする障害者基本法の改正が実施され、12月には「発達障害者支援法」が成立しています。

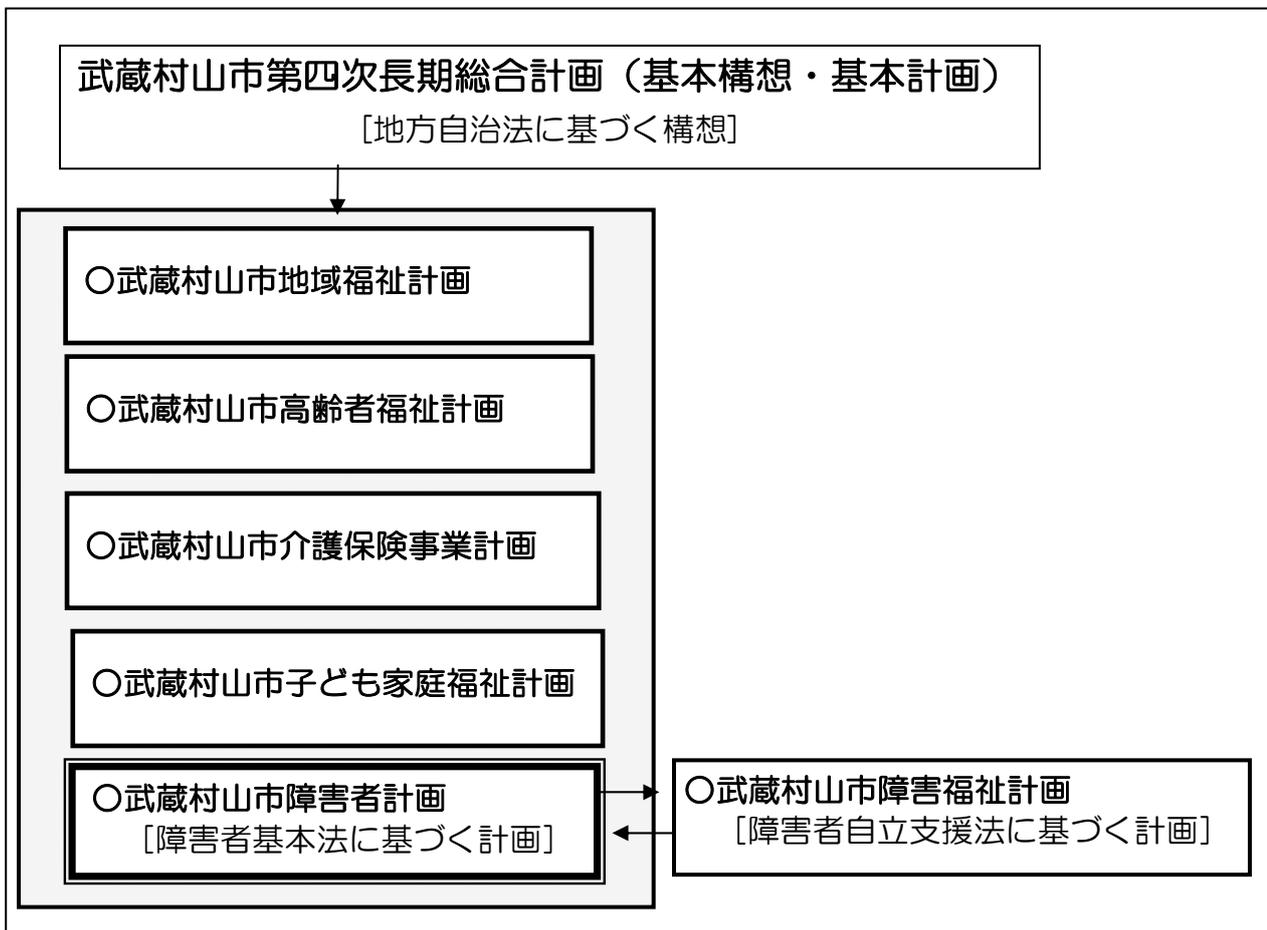
そうした流れも踏まえ、本市においても、『武蔵村山市地域福祉計画』に内包される形で『武蔵村山市障害者福祉計画』を平成18年3月に策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

そのような中、平成18年度からは、制度の安定的な運営の確保、障害種別ごとに提供されていたサービス体制の3障害一元化を目指して「障害者自立支援法」に基づくサービス体系に移行するという制度改革が再び行われ、同法に定める「市町村障害福祉計画」として本市では『武蔵村山市第1期障害福祉計画』、及びその後継となる『武蔵村山市第2期障害福祉計画』を策定しました。

計画期間が5年間となっている上記『武蔵村山市障害者福祉計画』が平成22年度末で終了するに当たり、度重なる大きな制度改革や『武蔵村山市障害者福祉計画』の施策事業の進捗状況を踏まえ、新たに『武蔵村山市第二次障害者計画』を策定し、障害者自立支援法に基づく『武蔵村山市障害福祉計画』と密接に連携を図りながら、障害者施策を一層総合的かつ計画的に推進していくことにしました。

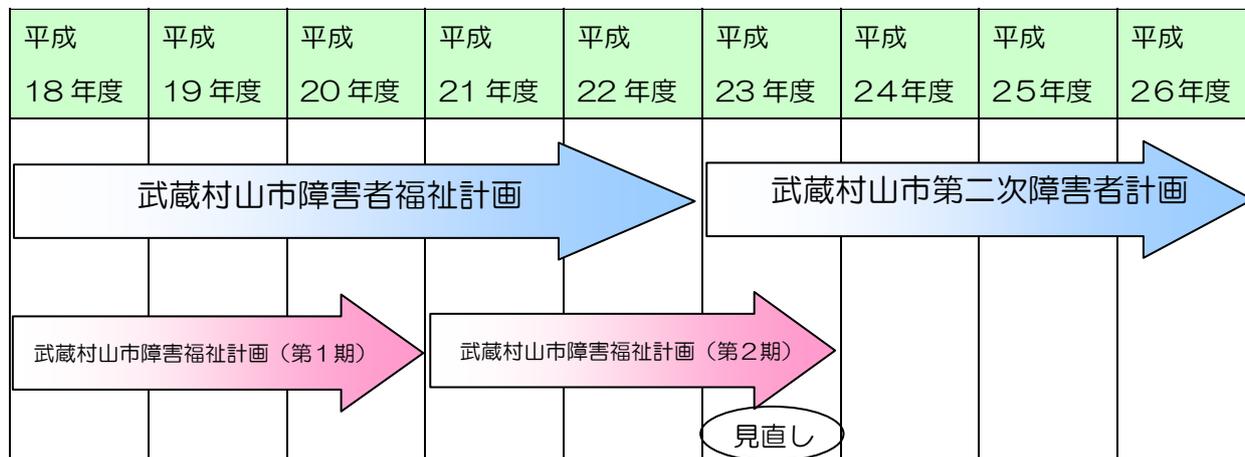
2 計画の性格・位置付け

- ◇ 本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。
- ◇ 『武蔵村山市第四次長期総合計画』（前期基本計画）の個別計画として策定します。
- ◇ 国および東京都それぞれが策定した関連の計画などや、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇ 市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 4 年間とします。



4 市民の意向の反映

本計画策定に当たっては、公募による市民委員を含む「地域福祉計画等策定懇談会」を設置し、そこでの討議内容を十分に反映したものにしよう留意しました。

また、障害のある人をはじめ市民の意見等を幅広くうかがうため、市民意識（アンケート）調査や「市民説明会」等を実施し、「協働」による計画づくりに努めました。

（１）市民意識調査の実施

『武蔵村山市第２期障害福祉計画』の策定に先駆けて平成 19 年度に身体、知的、精神に障害のある人を対象に実施した市民意識調査は、『武蔵村山市第２期障害福祉計画』のみならず本計画の策定のための基礎資料とすることまでを視野に入れたものです。

市民意識調査の実施概要

区 分	身体障害者	知的障害者	精神障害者
(1) 対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神保健福祉 手帳所持者
(2) 対象者数	2,036 人	354 人	310 人
(3) 抽出方法	全数調査	全数調査	全数調査
(4) 調査方法	郵送による配付、回収		
(5) 実施時期	平成 19 年 10 月下旬～11 月 16 日		
(6) 回収結果			
・有効回収数	1,248	177	131
・有効回収率	61.3%	50.0%	42.3%

（２）「市民説明会」の開催

本計画の策定に当たって、武蔵村山市では、平成 22 年 12 月に計画の素案（概要版）を示し、障害当事者団体のメンバーなどの立場からも貴重な意見をいただきました。

市民説明会の開催状況

開催場所				
平成 年				
月 日				
月 日				

第2章 武蔵村山市の障害のある人の現状等

第1節 障害のある人の現状と課題のまとめ

障害のある人の現状等については、統計資料のほかにアンケート調査結果を用いて記述しています。このアンケート調査は、第1章の4で述べたとおり、『武蔵村山市第2期障害福祉計画』と本計画の策定に先立ち身体障害者、知的障害者、精神障害者の方を対象に、平成19年10月に実施したものです。その調査の概要は次のとおりです。

アンケート調査の実施概要（再掲）

区 分	身体障害者調査	知的障害者調査	精神障害者調査
(1) 対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者
(2) 対象者数	2,036人	354人	310人
(3) 抽出方法	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査
(4) 調査方法	郵送による配付、回収		
(5) 実施時期	平成19年10月下旬～11月16日		
(6) 回収結果			
・有効回収数	1,248	177	131
・有効回収率	61.3%	50.0%	42.3%

(1) 手帳所持者数など

本市の障害者手帳交付状況(市障害福祉課資料:平成21年度末現在)は、身体障害者(児)が2,427人で、総人口71,358人(平成22年4月1日住民基本台帳・外国人登録人口)に占める割合はおよそ3.4%、知的障害者(児)は513人で、およそ0.7%となっています。

精神疾患の患者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者は351人、自立支援医療制度(精神通院)の利用者は857人となっています。(市障害福祉課資料:平成21年度末現在)

■障害者(児)数 ～種類・程度別内訳～

●身体障害

単位：人

障害種別	人数
視覚障害	158
聴覚障害	201
音声・言語障害	26
肢体不自由	1,384
内部障害	658
合計	2,427

級別	人数
1級	821
2級	406
3級	389
4級	549
5級	115
6級	147
合計	2,427
(うち障害児)	117

資料：市障害福祉課
(平成21年度末現在)

●知的障害

単位：人

	1度	2度	3度	4度	合計
18歳未満	9	28	24	60	121
18～64歳	25	97	101	151	374
65歳以上	1	2	6	9	18
合計	35	127	131	220	513

資料：市障害福祉課 (平成21年度末現在)

●精神障害等

単位：人

自立支援 医療	精神障害者保健福祉手帳所持者			
	1級	2級	3級	総数
857	32	218	101	351

資料：市障害福祉課（平成 21 年度末現在）

■障害者（児）数の推移 ～障害者手帳所持者数～

平成 年度	身体障害 者総数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 障 害	肢 体 不自由	内 部 障 害	知的障害者 総数	精神障害者 総数(手帳 所持者)
17	2,157	149	190	23	1,234	561	420	278
18	2,229	152	189	22	1,277	589	430	312
19	2,221	149	191	22	1,267	592	447	303
20	2,348	159	196	27	1,333	633	477	337
21	2,427	158	201	26	1,384	658	513	351

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

(2) 近年の障害者（児）の傾向

- 身体障害…総数は増加傾向にあり、平成 21 年度末で 2,427 人、そのうち肢体不自由が過半数を占めています。近年、内部障害の増加が大きくなっています。手帳の等級は 1 級が 821 人で最も多く、重度者（1・2 級）の割合が約半数で、5・6 級は合わせて 262 人（約 10.8%）となっています。
- 知的障害…総数は増加傾向にあり、平成 21 年度末で 513 人、18 歳未満が 121 人、18～64 歳が 374 人となっています。手帳の等級では 4 度が 220 人で最も多くなっています。
- 精神障害…総数は増加傾向にあります。平成 21 年度末現在手帳所持者の内訳では 2 級が 218 人を占めています。

(3) 現在の生活での困りごとについて

アンケート調査で、現在の生活で困っていることを聞いたところ、3障害共通で「外出する機会や場所が限られる」が上位回答に入っています。また、知的、精神障害者共通でコミュニケーションの問題が挙げられているほか、身体障害者では医療費の負担、知的障害者では差別など、精神障害者では就労の問題が、それぞれ上位に入っています。

	身体障害者調査 (総数: 1,248)		知的障害者調査 (総数: 177)		精神障害者調査 (総数: 131)	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	特に困っている ことはない	28.0%	人とのコミュニ ケーションがう まくとれない	39.5%	働けない (職業に就くこと ができない)	44.3%
第2位	外出する機会や 場所が限られる	25.0%	外出する機会や 場所が限られる	29.9%	人とのコミュニ ケーションがう まくとれない	35.1%
第3位	医療費の負担が 大きい	15.9%	障害が原因で特別 な目で見られた り、差別を受け たりする	24.3%	外出する機会や 場所が限られる	34.4%

* 上位3位まで

資料：アンケート調査

(4) 外出時の困りごとについて

外出するときに困ることでは、身体障害者で「駅や建物の階段や段差」、「道路の段差や路面のでこぼこ」、「電車・バスの乗り降りの困難さ」が上位回答に入っています。

また、知的障害者では「緊急時など意思の疎通がむずかしい」との回答が最も多く、「外見だけでは障害があることに気づいてもらえない」が続いており、人とのコミュニケーションの問題が多いことがうかがえます。

精神障害者では「自分が傷つく不安がある」との回答が最も多く、「健常者と見られてしまい、病気や障害に対して気を遣ってもらえない」が続いています。病気等に起因する不安感や周囲の無配慮が外出・社会参加を阻害していることがうかがえます。

	身体障害者調査（総数：1,248）		知的障害者調査（総数：177）		精神障害者調査（総数：131）	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	駅や建物に階段や段差が多い	31.5%	緊急時など意思の疎通がむずかしい	31.1%	自分が傷つく不安がある	33.6%
第2位	道路の段差や路面のでこぼこが多い	28.8%	外見だけでは障害があることに気づいてもらえない	29.9%	健常者と見られてしまい、病気や障害に対して気を遣ってもらえない	30.5%
第3位	電車・バスの乗り降りが困難	19.1%	周りの人からの偏見や差別がある	20.3%	特に困ることはない	26.7%

* 上位3位まで

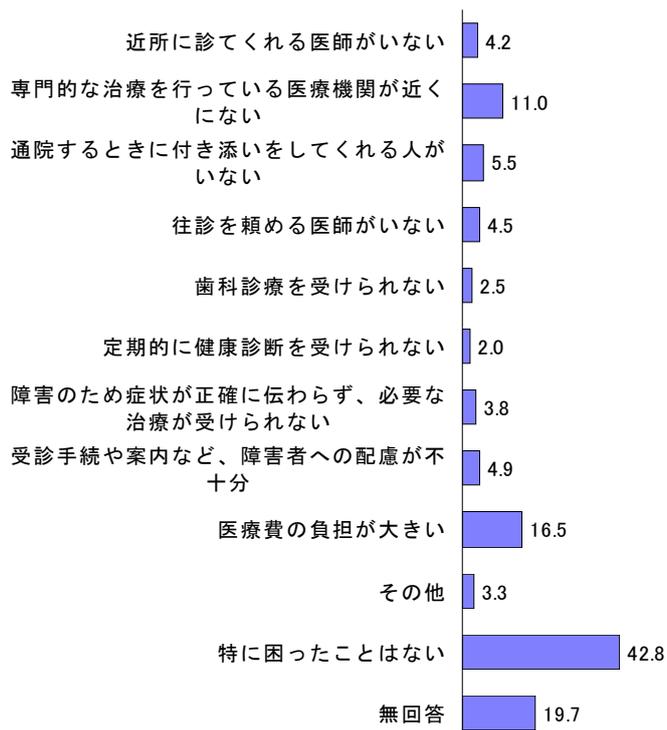
資料：アンケート調査

(5) 健康管理・医療での困りごとについて

健康管理、医療について困っていることでは、身体障害者と知的障害者では1、2番目に多いのは「特に困ったことはない」という回答と「無回答」ですが、第3位は「医療費の負担が大きい」となっています。また、精神障害者では「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」という回答が最も多く、「医療費の負担が大きい」が続いています。

〔身体障害者〕

総数：1,248
単位：%

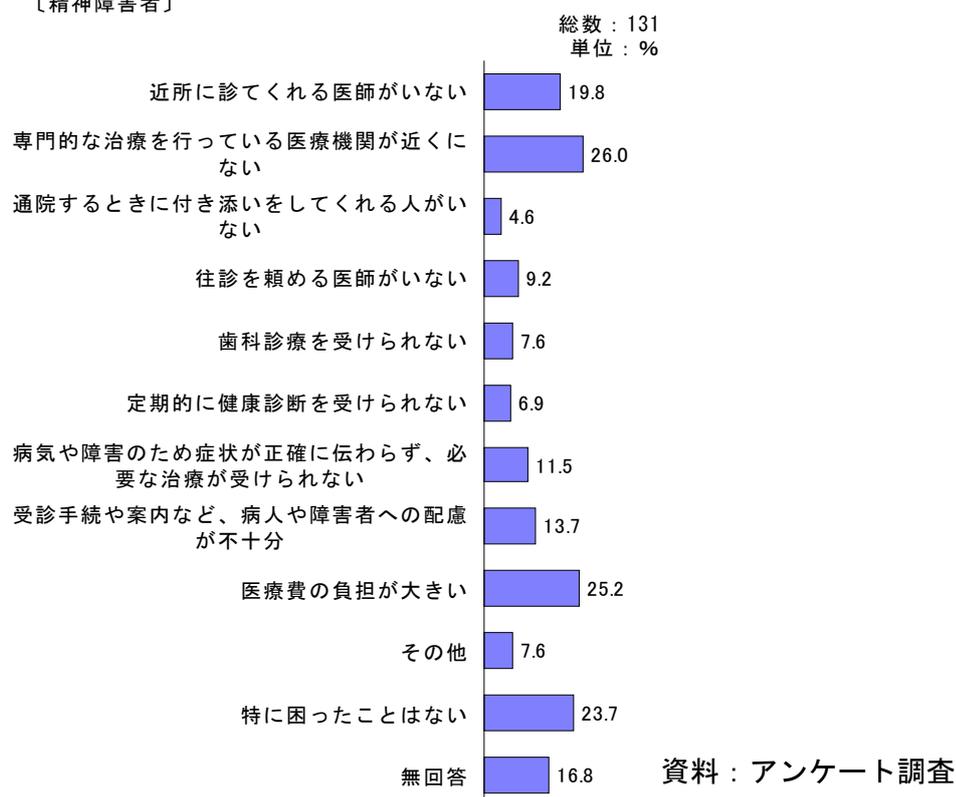


〔知的障害者〕

総数：177
単位：%



〔精神障害者〕



(6) 仕事をする上での不安・不満について

仕事をする上で不安や不満なことでは、身体、知的、精神障害者いずれでも「収入が少ない」が最も多い回答となっており、大きな課題がうかがえます。

次いで多い回答は、身体障害者では「特に不安や不満はない」、知的、精神障害者では「職場の人間関係がむずかしい」となっています。

	身体障害者調査 (総数：168)		知的障害者調査 (総数：56)		精神障害者調査 (総数：24)	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	収入が少ない	36.3%	収入が少ない	51.8%	収入が少ない	66.7%
第2位	特に不安や不満はない	34.5%	職場の人間関係がむずかしい	37.5%	職場の人間関係がむずかしい	25.0%
第3位	職場の人間関係がむずかしい	15.5%	特に不安や不満はない	21.4%	特に不安や不満はない	20.8%

* 上位3位まで

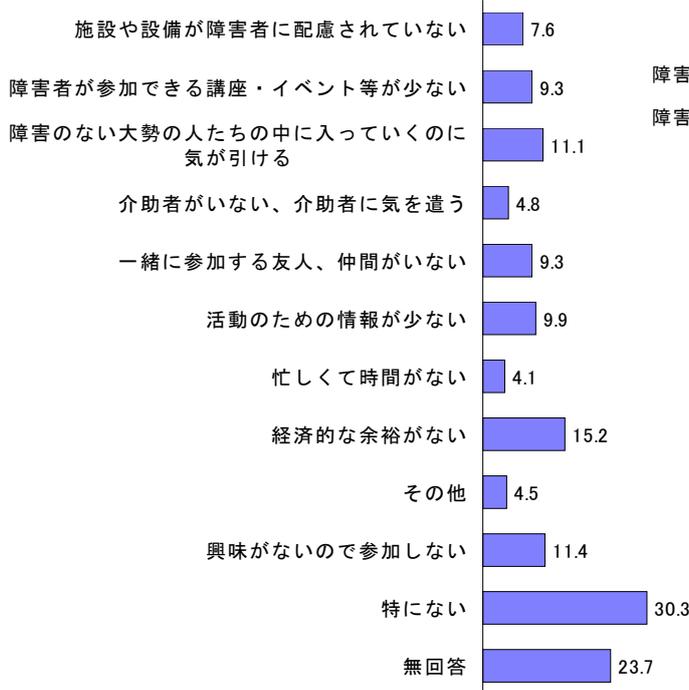
資料：アンケート調査

(7) 趣味などの活動時の困りごとについて

趣味や学習、スポーツなどの活動をするときに困ること、また、そのような活動を行っていない理由では、「特にない」や「無回答」を除き、最も多い回答は身体、精神障害者では「経済的な余裕がない」、知的障害者では「障害者が参加できる講座・イベント等が少ない」となっています。

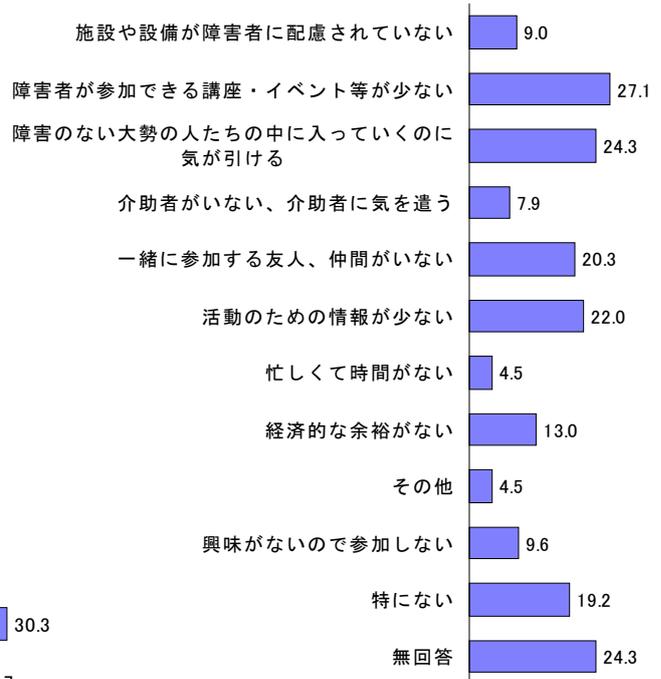
〔身体障害者〕

総数：1,248
単位：%



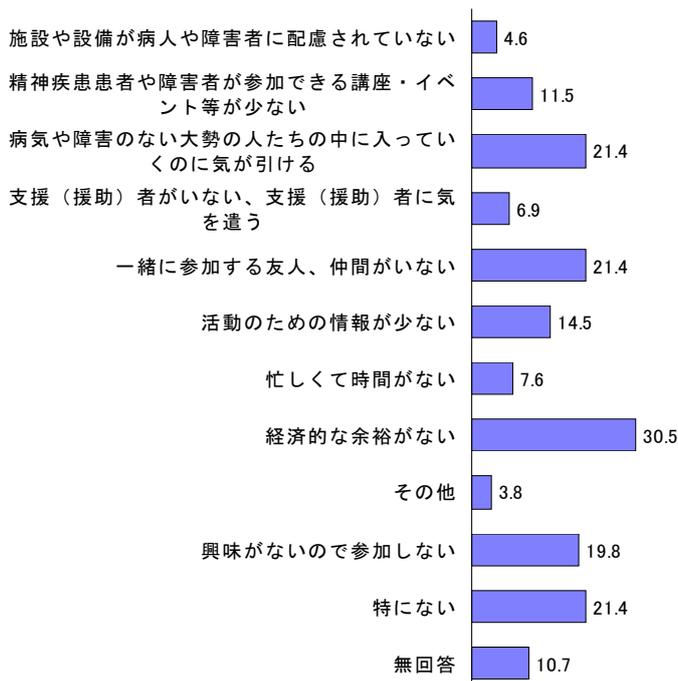
〔知的障害者〕

総数：177
単位：%



〔精神障害者〕

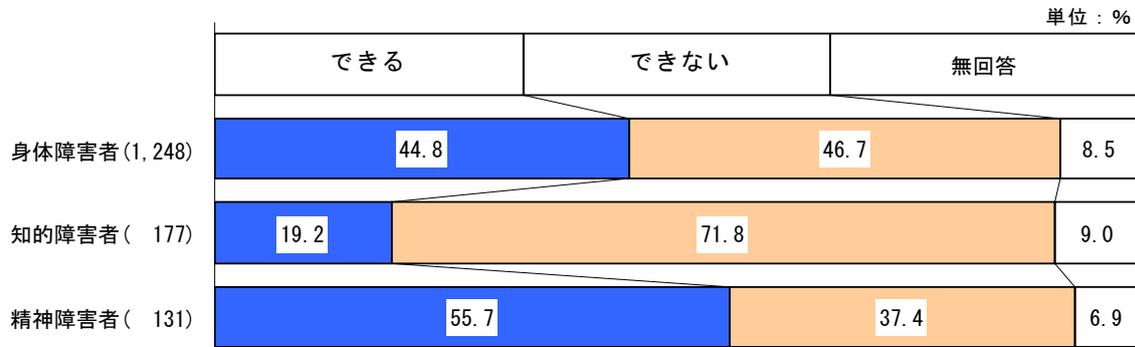
総数：131
単位：%



資料：アンケート調査

(8) 災害時の避難について

災害時にひとりで避難（又は対処）できるか尋ねたところ、身体障害者で45%弱、精神障害者では過半数が「できる」と答えているのに対して、知的障害者では「できる」の回答比率が2割弱と低くなっています。



注：()内は回答者数

資料：アンケート調査

(9) 共生社会創造のために必要なことについて

障害のある人とない人がお互いに理解しあい共に生きる社会をつくっていくために必要と思うことを尋ねた結果は、第1、2位は順に、身体障害者では「無回答」、「障害のある人とない人が交流する機会を設ける」、知的障害者では「障害の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」、「学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる」、精神障害者では「健常者が障害について理解を深められるよう、健常者への情報提供を充実させる」となっています。障害の状況によって若干差はあるものの、障害のある人とない人の交流の機会の創出、就労環境の改善や、障害のない人への情報提供の充実、学校教育での障害や福祉に関する学習の充実などが必要となっていることが分かります。

	身体障害者調査 (総数: 1,248)		知的障害者調査 (総数: 177)		精神障害者調査 (総数: 131)	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	無回答	26.1%	障害の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する	31.6%	健常者が障害について理解を深められるよう、健常者への情報提供を充実させる	31.3%
第2位	障害のある人とない人が交流する機会を設ける	19.2%	学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる	28.8%	障害の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する	30.5%
第3位	障害者が自分からすすんで行動できる環境を整える	18.9%	障害のある人とない人が交流する機会を設ける	22.0%	障害者が自分からすすんで行動できるような環境を整える	20.8%

* 上位3位まで

(10) 今後力を入れてほしい施策について

これから特に力を入れてほしい施策として、身体障害者では「生活支援のための情報提供・相談体制の充実」が最も多く挙げられ、「障害発生の予防と早期治療・早期療育の推進」、「働く場の確保や就労環境の改善」が続いています。

知的障害者では、「働く場の確保や就労環境の改善」の回答が最も多く、「グループホームなど暮らしの場の確保」と「生活支援のための情報提供・相談体制の充実」が続いており、就労関連や生活の場、相談・情報提供体制の充実が挙げられています。

また、精神障害者では「精神障害者に対する福祉の他2障害と同様の水準までの充実」という回答が最も多く、「働く場の確保や就労環境の改善」が続いています。

	身体障害者調査 (総数: 1,248)		知的障害者調査 (総数: 177)		精神障害者調査 (総数: 131)	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	障害のある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実させる	24.9%	障害のある人の働く場の確保や就労環境を改善する	32.2%	精神障害者への福祉も他の2障害と同様の水準になるように充実させる	29.0%
第2位	障害の発生を予防するとともに、早い段階で適切な治療や療育を進める	21.9%	グループホームなど同じ障害のある人同士で暮らせる場を確保する 障害のある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実させる	26.0%	病気や障害のある人の働く場の確保や就労環境を改善する	26.0%
第3位	障害のある人の働く場の確保や就労環境を改善する	20.3%	—		精神障害者の地域生活を支援する施設を整備する 無回答	19.8%
第4位	障害のある人も利用しやすいよう、公共施設の設備や道路等を改善する	19.9%	授産、更生施設、作業所など、福祉的就労の場を整備する	20.9%	—	
第5位	ホームヘルプサービス(居宅介護)など福祉サービスを充実させる	18.0%	学齢期等において障害のある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める	19.8%	病気や障害の発生を予防するとともに、早い段階で適切な治療や療育を進める	15.3%

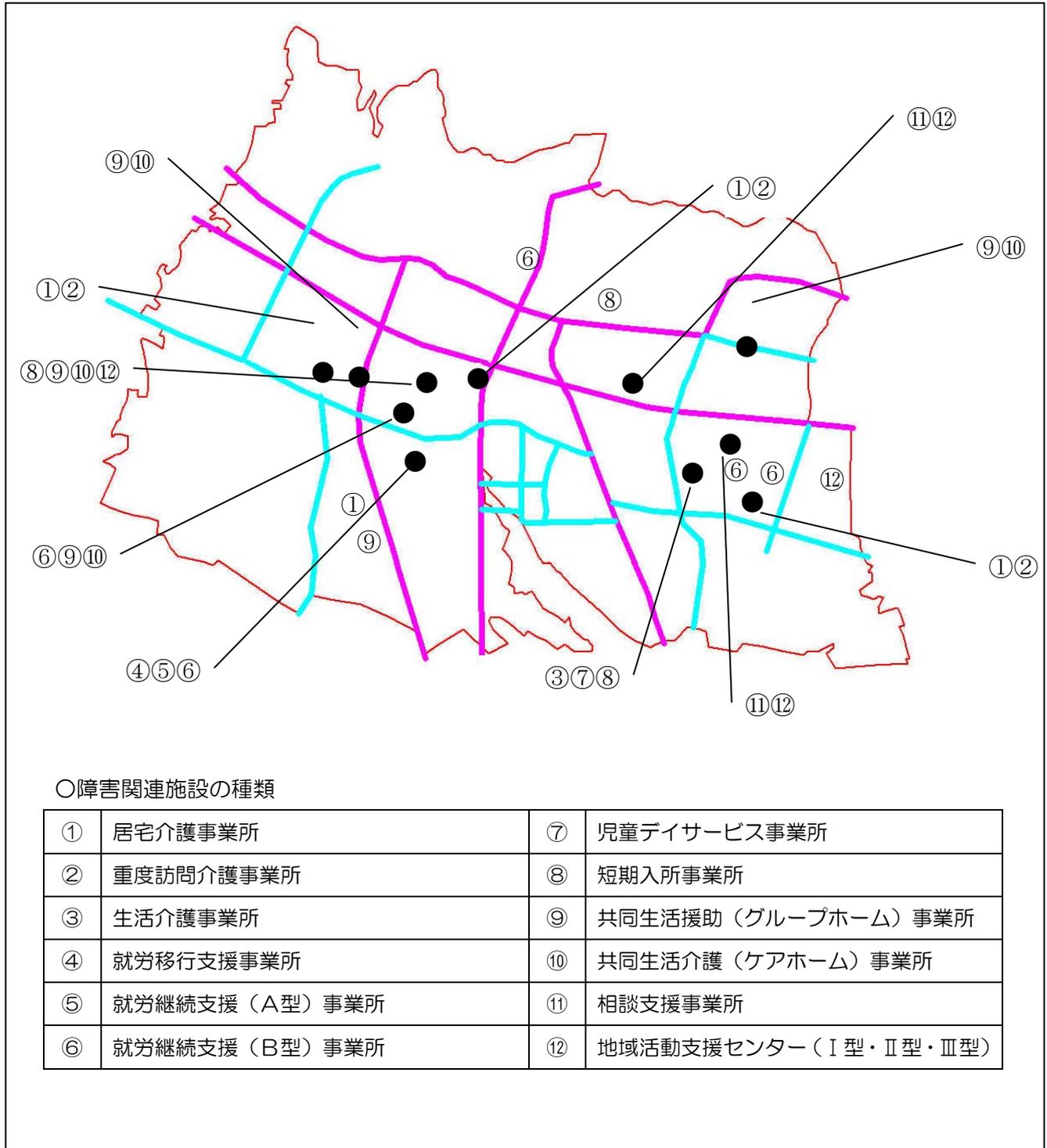
* 上位5位まで

資料：アンケート調査

第2節 障害のある人を取り巻く現状と課題のまとめ

(1) サービス提供施設の現状

障害のある人のためのサービスを提供する市内の拠点は、下記のとおりとなっています。



（平成22年4月1日現在）

(2) 就労支援について

本市では、障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう就労面と生活面の支援を一体的に提供する「障害者就労支援事業」として、平成20年6月、「障害者就労支援センター とらい」を開設し、一般就労を希望する在宅の障害のある人及び現に福祉施設で就労している障害のある人などを対象に、就労面や生活面の支援を行っています。

「障害者就労支援センター」での相談受付状況

(平成21年6月～12月末日)

相談受付方法	本人	家族	企業	その他	合計
来庁相談	818	26	1	37	882
電話相談	604	127	221	525	1,477
訪問（家庭・福祉施設への）	31	10	20	24	85
ハローワーク、面接会等への同行	82	3	9	3	97
職場内支援	35	1	28	3	67
その他（企業訪問等）	9	1	8	45	63
合計（相談者延べ人数）	1,579	168	287	637	2,671

相談者実数	89	24	88	87	288
-------	----	----	----	----	-----

「障害者就労支援センター」での相談内容

(平成21年6月～12月末日)

相談内容	相談者				合計
	本人	家族	企業	その他	
就労面の相談	1,277	88	166	85	1,616
職業相談	583	35	16	52	686
就職準備支援	343	18	19	15	395
職場開拓	13	1	25	2	41
職場実習支援	34	1	18	4	57
職場定着支援	293	26	82	12	413
離職支援	11	7	6	0	24
その他	0	0	0	0	0
生活面の支援	966	56	2	21	1,045
日常生活支援	295	25	1	7	328
職業生活継続支援	450	17	0	3	470
社会生活支援	78	4	0	6	88

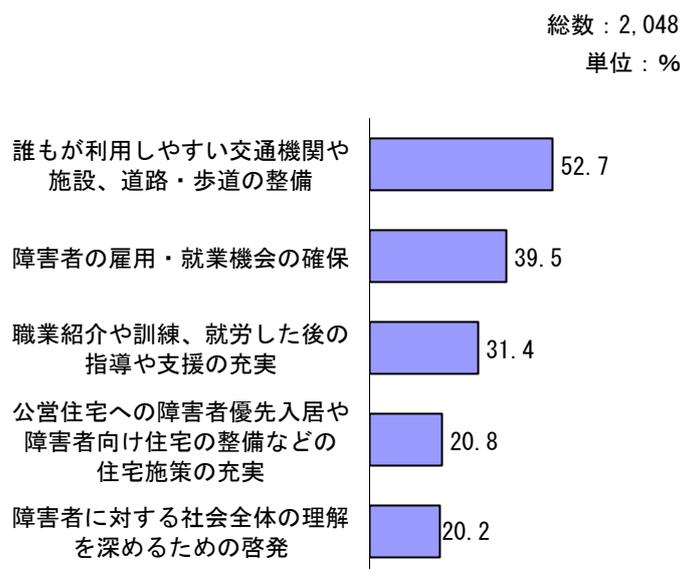
	将来設計・自己決定支援	143	10	1	5	159
その他		0	0	0	0	0
合計		2,243	144	168	106	2,661

*相談件数は、月ごとの実人員を合計したものである。

(3) 障害のない人等の意識について

平成 21 年 2 月に実施した「市民意識調査」の中で、障害のある人の自立のための支援として今後市が重点的に進めるべきだと思うことを尋ねたところ、「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備」が最も多く挙げられ、「障害者の雇用・就業機会の確保」、「職業紹介や訓練、就労した後の指導や支援の充実」が続いています。

障害のない人を中心とした「市民意識調査」の結果でも、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進や障害当事者の「就労支援」の充実などが多く求められていることが分かります。



* 上位 5 位まで

資料：市民意識調査(平成21年2月)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害のある人が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

この観点から、『武蔵村山市第2期障害福祉計画』においては、その基本理念を「障害のある人が自立して生活できるまちをつくります」と定めています。

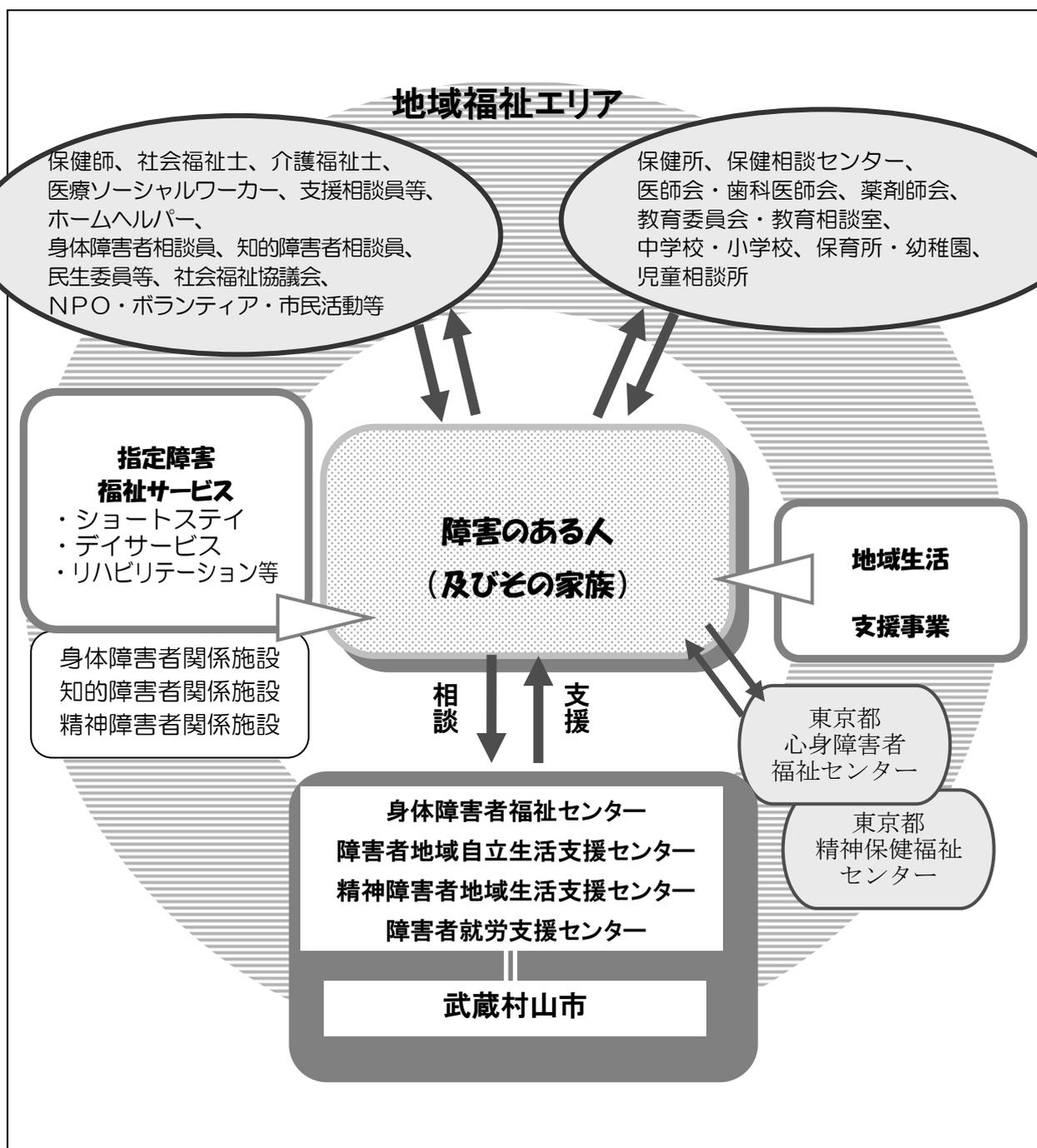
また、上位計画である『武蔵村山市第四次長期総合計画』の“将来都市像”を実現するための施策が「安心していきいきと暮らせるまちづくり」であること、さらに、障害のある人もない人もすべての人が、住み慣れた地域の中でその人らしく自立して心豊かに生きていける、地域みんなで共に生きるまちの実現を目指して『武蔵村山市地域福祉計画』の基本理念を「だれもが身近な地域や家庭で安心して自分らしく暮らせる福祉のまち」としていることなども踏まえ、本計画の「基本理念」を

**障害のある人も、住み慣れた地域や家庭で、
安心してその人らしく自立して暮らせるまちづくり**

として、これからの障害福祉における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービスの実施により、障害のある人の地域生活・日常生活を支援し、雇用を支援・促進するとともに、生活環境・外出環境の整備や社会参加、交流を進めることにより、障害のある人がその人らしく自立して生活できるまちをつくっていきます。

障害者支援のネットワーク



2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

《基本目標1》 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

障害のある人が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、相談・情報提供体制の充実をはじめとして、住まいや住環境の改善や福祉サービス、コミュニケーションサービスを実施するなど、様々な生活支援策を講じます。

《基本目標2》 障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

障害のある人も障害のない人と同じように、その人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを進めます。“社会参加”の最たるものとも言える「就労」については、「障害者就労支援センター」のもと特に力を入れて支援、促進します。

《基本目標3》 支え合い、共に生きるまちづくり

障害のある人の社会参加を一層進める観点から、障害や障害のある人への理解と交流を促進するなどし、「心のバリアフリー」「心のユニバーサルデザイン」の実現を図ります。

3 計画の基本的視点

「基本理念」や「基本目標」を実現するため、本計画を進めていくに当たっての基本的視点は、次の4つとします。

(1) 障害のある人の人権と自己決定・自己選択の尊重

～自分らしくいきいきと

…障害のある人も、~~自分自身~~の意志に基づいて、その人に合った形で自立した生活を自分らしく送ることができるよう、支援していきます。

(2) 利用者本位の支援

～一人ひとりを大切にする

…障害のある人一人ひとりの細かなニーズに対応できるような支援・サービスの提供を進めます。

(3) 地域の人々との協働

～支え合い、助け合う

…障害のある人やその家族、関係機関・団体等だけでなく、地域の人たちや事業所など多くの人たちの参画のもと、互いに支え合い、地域や家庭で“安心して暮らせるまち”づくりにみんなで取り組んでいきます。また、障害のある人も支援を受けるだけでなく、その意志に基づいて自らも主体的・積極的に社会参加していくよう進めていきます。

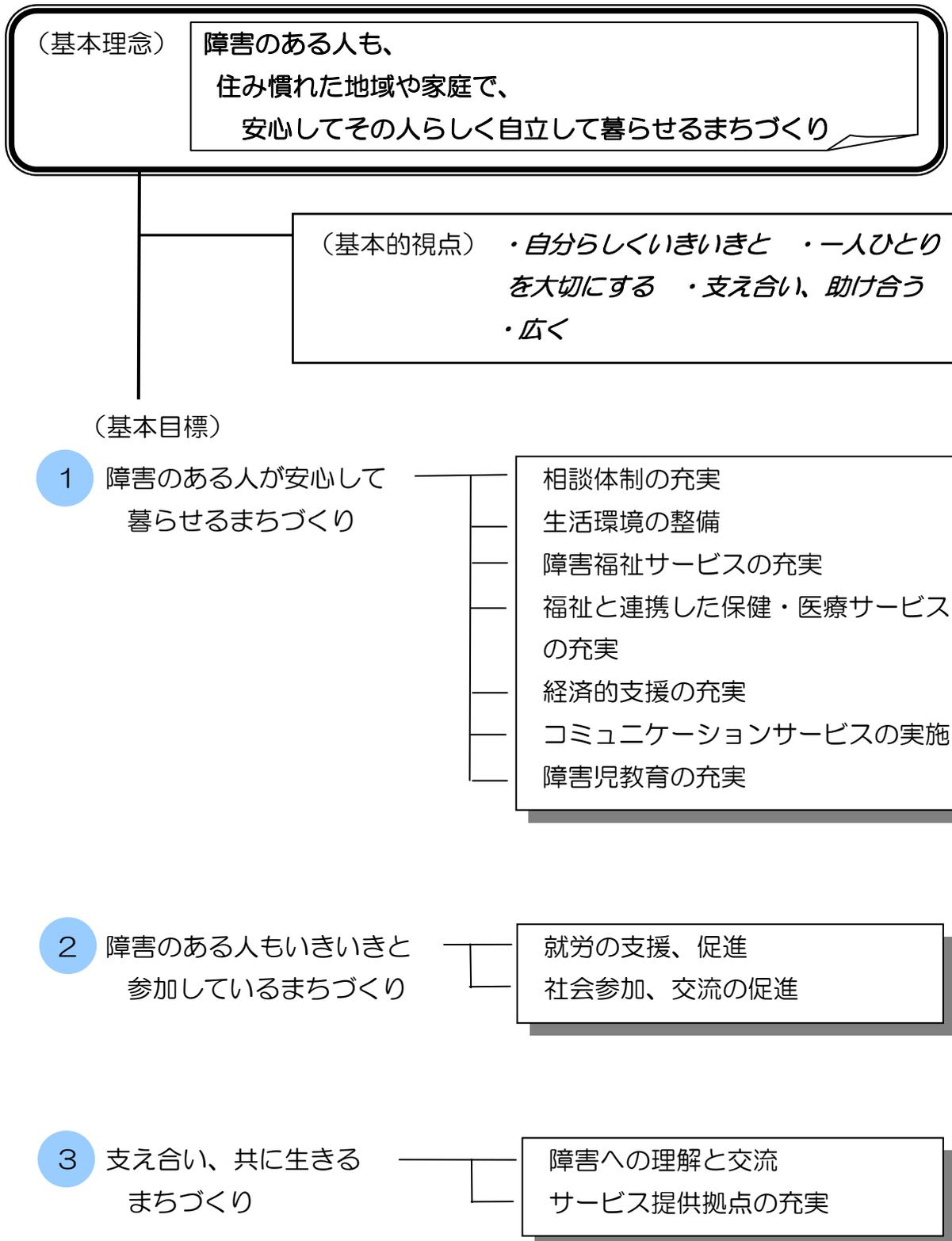
(4) 施設や人材の広域的確保と障害のある人の選択肢の拡充

～広 く

…専門職の育成など本市だけでは対応が困難な問題や広域的に取り組むことによって一層効果的なものとなるサービス等については、近隣の市町村や東京都、関係機関など、より広範な連携のもとで取り組んでいき、障害のある人が必要とする支援の実現に努めます。

また、学校卒業後の進路や就職、福祉サービスなどの場面で、当事者がより幅の広い選択肢の中から選ぶことができるよう、選択肢の多様性の拡充に努めます。

◇ 計画の展開



第5章 計画の推進

第 1 節 計画推進の体制

(1) 「自立支援協議会」の設置

「自立支援協議会」は、障害福祉サービス事業所や教育・就労・医療・保健・権利擁護などの各関係機関の連携強化や、ボランティア団体などの多様な社会資源の間のネットワーク化を進める上での中核としての役割を果たすもので、本市では平成 22 年 月に設置されたものです。市民、行政、事業者の協議の場であり、また、障害のある人自身の視点に基づく相談支援事業の運営評価や地域生活に資する支援、人材の育成、不足している社会資源の改善と開発を行う役割も担っています。

この「自立支援協議会」を中核として、(2)に示すような市民・市・事業者の役割分担と連携・協働のもと本計画を推進していきます。

(2) 役割分担と連携・協働による推進

◇市民の役割

障害についての理解を深めます。そして、地域で暮らす住民の 1 人として、障害のあるなしにかかわらず互いを尊重し合い支え合う、安心できる地域の実現を目指します。

◇事業者の役割

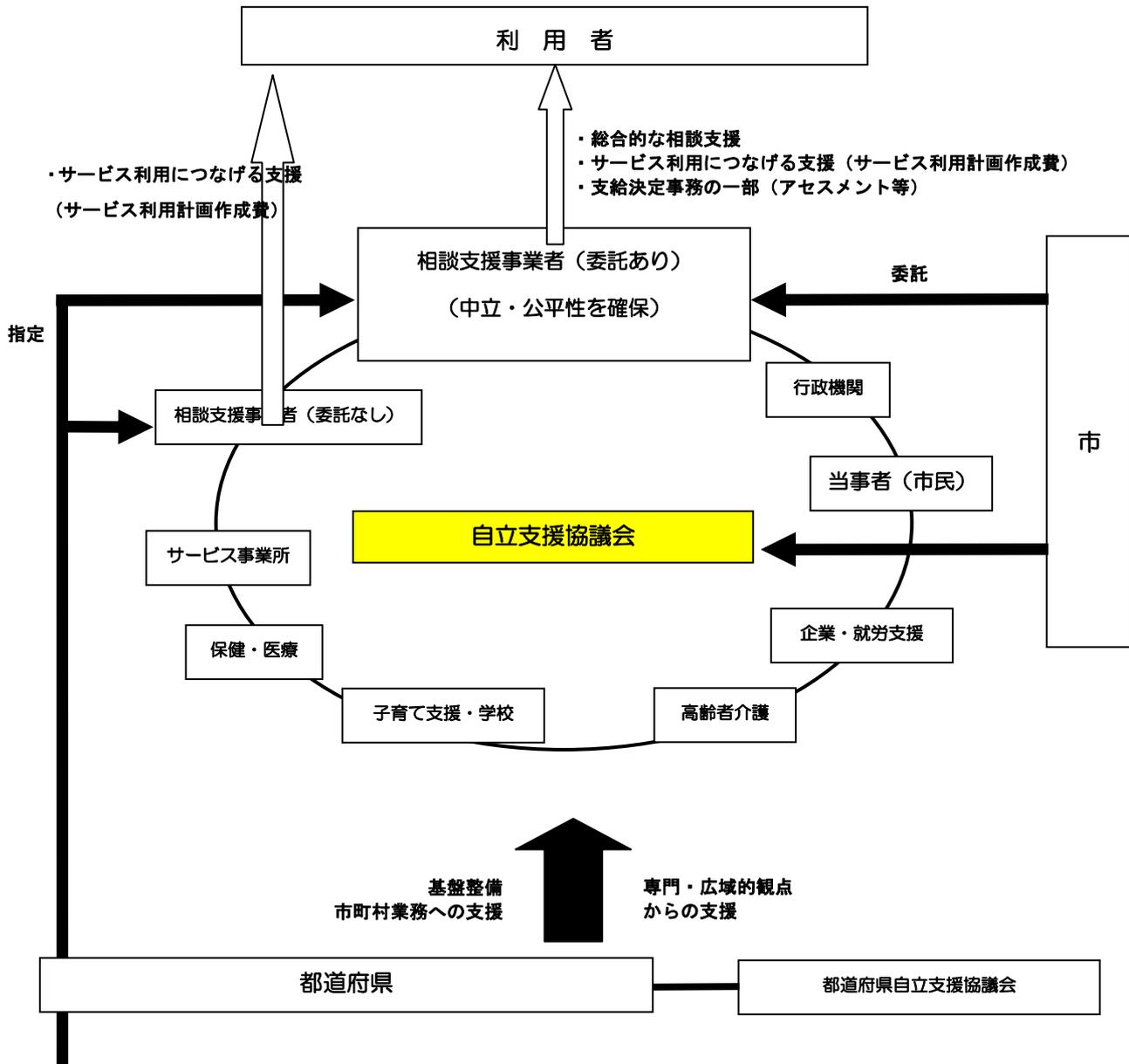
障害のある人の人権を尊重し、自立生活の実現のためのサービスの提供に努めます。また、提供するサービスの質の向上にも努めます。

◇市の役割

障害のある人とその家族への相談支援と情報提供に積極的に取り組み、障害のある人のニーズの把握と問題解決に努めます。また、必要なサービスが適切に、かつ、円滑に行われるように、サービス提供事業者を支援するほか、本市へのサービス提供事業者の誘導に努めます。

市民に対しては、障害への理解のため、広報紙やホームページなどを活用することにより、情報提供と啓発活動に努めていきます。

「地域自立支援協議会」を中心とするネットワークのイメージ

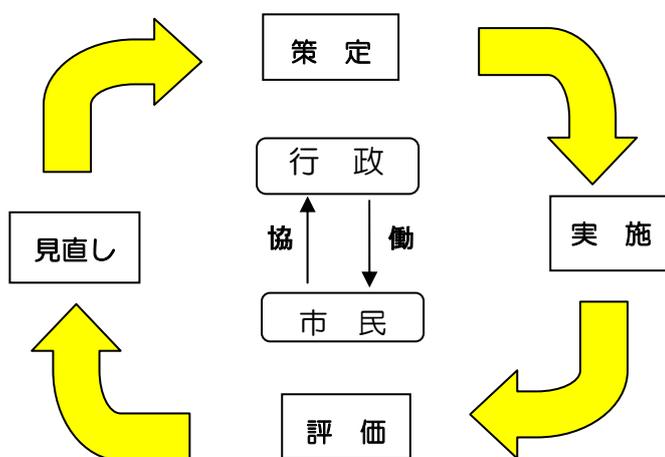


第2節 計画の進行管理

年度ごとに本計画の進捗や効果の評価を行うとともに、評価結果については「自立支援協議会」に報告し、意見を求めて必要な対策を講じることで、計画の着実な推進を目指します。

また、今後の社会情勢の変化や国・都の新たな施策、市内での動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

【計画の策定～見直しの流れ】



第5回地域福祉計画等策定懇談会の日程について

平成22年8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 ①AM	24 ②PM ③AM	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

第1候補日 8月23日 午前10時から 402学習室

第2候補日 8月24日 午前10時から 401大会議室

第3候補日 8月24日 午後1時30分から 401大会議室

今後のスケジュールについて

(7月26日現在)

	策定懇談会(市民)	策定委員会(庁内)	事務局・IRS
3月 月上旬			調査報告書作成
中旬		第1回(3/17)	趣旨説明 素案作成・修正
下旬		↓	↓
4月 月上旬		↓	↓
中旬		第2回(4/19)	第1章～第3章
下旬	第1回(4/26)	↓	↓
5月 月上旬	・委員委嘱 ・趣旨説明 ・第1章～第3章 ・意見集約	↓	↓
中旬		第3回(5/13)	修正検討 第4章①
下旬	第2回(5/25)	↓	↓
6月 月上旬	・第4章① ・意見集約	↓	↓
中旬		第4回(6/11)	修正検討 第4章② 第5章
下旬	第3回(6/29)	↓	↓
7月 月上旬	・第4章② ・第5章・意見集約	↓	↓
中旬	・障害① ・意見集約	第5回(7/14)	修正検討 障害①
下旬	第4回(7/26)	↓	↓
8月 月上旬		第6回(8/9)	修正検討 障害②
中旬	・障害② ・意見集約	↓	↓
下旬	第5回(8/23・24)	↓	↓
9月 月上旬		第7回	修正検討 原案検討
中旬	第6回	↓	↓
下旬	・原案検討 ・意見集約	第8回	修正検討 原案決定
10月 月上旬	市長報告		原案修正 市報掲載依頼
中旬			10月上中旬
下旬			
11月 月上旬			パブコメ・市民説明会
中旬			↓
下旬			原案修正
12月 月上旬		第9回	原案修正
中旬			全員協議会
下旬			庁内修正
1月 月上旬			↓
中旬		第10回	計画決定
下旬			庁議決定
2月 月上旬			印刷
中旬			↓
下旬			↓
3月 月上旬			製本
中旬			
下旬			